

資料編

策定の経過

1. 庁内及び関係機関との協議

年度	日 付	内 容
19	平成19年11月19日	第3回帯広市環境審議会
20	平成20年 8月～9月 8月21日 11月25日 12月～1月	環境に関する帯広市民アンケート実施 第2回帯広市環境審議会 環境管理委員会 庁内関係部門との調整
21	平成21年 4月 6月22日 8月 8月19日 9月16日 18日 10月20日 11月25日 12月 12月～1月 平成22年 1月12日 29日 2月19日	庁内関係部門との調整 第1回帯広市環境審議会 庁内関係部門との調整 環境管理委員会 厚生委員会 第2回帯広市環境審議会 第3回帯広市環境審議会 厚生委員会 庁内関係部門との調整 パブリックコメント 厚生委員会 第4回帯広市環境審議会 厚生委員会

2. パブリックコメント結果

第二期帯広市環境基本計画（原案）に対するパブリックコメントを実施し、以下のとおり意見等がありました。

- ・募集期間 平成21年12月 1日（火）～平成22年 1月 6日（水）
- ・意見の件数（意見提出者数） 13件 （ 3人）

章区分	意見数
第1章	1
第2章	0
第3章	4
第4章	3
第5章	2
その他	3
合 計	13

3. 帯広市環境審議会名簿

任期：平成21年6月19日～平成23年6月18日

(五十音順)

氏名	所属機関・職名	備考
今出 富貴子	帯広市校長会	副会長
岩佐 光啓	帯広畜産大学 教授	
植田 志摩子	帯広大谷短期大学 教授	
上村 マチ子	一般公募委員	
北原 千代子	帯広商工会議所女性会	
倉田 亜以土	一般公募委員	
佐々木 発朗	森と川実行委員会	
関谷 優子	帯広友の会	
瀧澤 敬子	元帯広市校長会	
千葉 利光	帯広NPO28サロンサポートセンター エールセンター十勝	
長谷川 勇	一般公募委員	会長
半田 聡	帯広市川西農業協同組合	
平賀 利亮	帯広青年会議所	
古村 圭子	帯広畜産大学 准教授	
松原 悦子	帯広消費者協会	

任期：平成19年6月19日～平成21年6月18日

(五十音順)

氏名	所属機関・職名	備考
石井 健太	一般公募委員	副会長
伊藤 俊之	一般公募委員	
岩佐 光啓	帯広畜産大学 教授	
植田 志摩子	帯広大谷短期大学 教授	
小田島 友子	帯広友の会	
梶川 博子	帯広消費者協会	
金尾 泰明	帯広青年会議所	
金子 良子	帯広市校長会	
倉田 亜以土	一般公募委員	
佐々木 発朗	森と川実行委員会	
瀧澤 敬子	元帯広市校長会	会長
谷口 栄子	帯広環境教育研究所	
土肥 伸子	帯広商工会議所女性会	
古村 圭子	帯広畜産大学 准教授	
増田 俊信	帯広市大正農業協同組合	
	(任期当時の所属機関・職名)	

帯広市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 （第8条—第21条）

第3章 地球環境保全の推進 （第22条・第23条）

第4章 帯広市環境審議会（第24条—第28条） 附則

私たちの帯広市は、澄んだ青空、きれいな水、そして豊かな緑に恵まれた自然環境を維持しながら公害のない都市として発展してきた。四季の変化に富み、豊かな自然を残している日高山脈と、これに続く耕地防風林に区画された広大な平野で形成された田園風景はかけがえのないものである。

しかし、私たち一人ひとりの活動により発生する環境への負荷の集積が、都市・生活型公害、地球環境問題、廃棄物の増大などを引き起こし、環境への影響は今や地域的なものを超え地球的規模まで及んでいる。私たちがこのまま大量生産、大量消費、大量廃棄の生活を続けている限り、生命の源である地球の環境を損ない人類存続の危機に直面するものである。

私たちは、誰もが良好な環境を享受する権利を有するとともに、人類が存続するための基盤である地球の環境を保全し、かつ創造しながら将来の世代に引き継ぐという大きな責務を担っている。

今こそ、私たちは環境への負荷を与えている生活様式や社会経済構造の在り方を見直すとともに、地球的規模で環境の保全及び創造に向けて行動しなければならない。私たち一人ひとりが、先人の知恵と歴史に学び環境に配慮したやさしい行動をすることは、健康で文化的な生活の確保に寄与し、ひいては地球環境保全に資するものである。

市、事業者、市民が協力して、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造に関し基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総

合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係にある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境その他の自然環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を構築することを目的とし、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要であることから、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を図る見地から環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。(帯広市環境白書)

第7条 市長は、毎年、市民に環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにするため、帯広市環境白書を作成し、公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 身近な自然環境、個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤いと安らぎのある良好な快適環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築すること。
- (5) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、帯広市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境影響評価の措置)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめ、その事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造に関して適正な配慮をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、緑化の推進、身近な自然環境と個性を活かした景観等の確保、歴史的又は文化的環境の形成その他、潤いと安らぎのある快適環境を創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 市は、第15条に定める環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに前条に定める民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に収集し、提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するため、環境の状況の調査、情報の収集及び環境の保全及び創造に関する科学的な調査研究の推進に努めるものとする。

2 市は、環境の状況の把握並びに健全な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び民間団体等と協力して環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創造を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国、北海道及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第3章 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第22条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第23条 市は、国、北海道及び他の地方公共団体と連携し、環境の保全及び創造に関する技術、情報の提供等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 帯広市環境審議会

(帯広市環境審議会)

第24条 環境行政の総合的かつ基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として帯広市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (2) 公害の防止に関する基本的事項
- (3) 自然環境の保全に関する基本的事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境行政に関する事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に答申するとともに、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会の委員及び臨時委員は、事業者、市民及び学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会の委員の再任は、妨げない。
- 6 審議会の臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、所属委員の互選により決める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故あるときは、あらかじめ、部会長が指名する委員がその職務を代理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
(帯広市公害防止条例の一部改正)
- 2 帯広市公害防止条例(昭和46年条例第43号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(帯広市自然環境保全条例の一部改正)
- 3 帯広市自然環境保全条例(平成4年条例第17号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則 (平成20年3月7日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

環境基準・規制基準

【大気に係る環境基準】

1. 環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること (昭和48年5月16日 環告35)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること (昭和48年5月8日 環告25)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること (昭和48年5月8日 環告25)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること (昭和53年7月11日 環告38)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (OX)	1時間値が0.06ppm以下であること (昭和48年5月8日 環告25)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2. 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

物 質	環境上の条件	測 定 方 法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められる方法も使用可能とする。
トリクロエレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
テトラクロエレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3. ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

4. 大気汚染に係る指針

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

【水質に係る環境基準】

※以下の基準は環境基準であり、飲用水の基準とは異なります。

1. 人の健康の保護に関する公共用水域及び地下水質の環境基準

項目	基準値	公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
全シアン		検出されないこと	検出されないこと
鉛		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム		0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
砒素		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
総水銀		0.0005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀		検出されないこと	検出されないこと
PCB		検出されないこと	検出されないこと
ジクロロタン		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素		0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー		-	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/ℓ以下	-
1,2-ジクロロエチレン		-	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン		0.03mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
チウラム		0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
シマジン		0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ		0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
セレン		0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
ふっ素		0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下
ほう素		1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,4-ジチオカ		0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
備考		昭和46年12月28日 環告59	平成9年3月13日 環告10
		<ul style="list-style-type: none"> ・基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ・「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 ・海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。(公共用水域) ・1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。(地下水) 	

2. 生活環境の保全に関する環境基準

ア. 環境基準[河川（湖沼を除く）]

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境の保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	第1の2の (2)により 水域類型ご とに指定す る水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	

備考：基準値は、年間平均値とする。

イ. 市内河川における環境基準の類型

(昭和50年4月1日 北海道告示第988号)

水 域	類 型	達成期間
帯広川上流 (ウツベツ川合流点から上流)	A	イ
帯広川下流 (ウツベツ川合流点から下流 (ウツベツ川含む))	B	ロ
札内川上流 (帯広市上水取水口から上流)	AA	イ
札内川下流 (帯広市上水取水口から下流)	A	イ

(昭和45年9月1日 閣議決定)

水 域	類 型	達成期間
十勝川上流 (上川橋より上流)	AA	イ
十勝川中流 (上川橋から佐幌川合流点まで)	A	ロ
十勝川下流 (佐幌川合流点より下流)	B	ロ

(注) イ. 直ちに達成 ロ. 5年以内で可及的すみやかに達成

3. ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質 (水底の底質を除く。) の基準値は、年間平均値とする。

【水質に係る規制基準】

1. 環境大臣が総理府令で定める排水基準（一律基準）

（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

ア. 有害物質に係る基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1mg/ℓ
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルメトン及びEPNに限る）	1mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.3mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2mg/ℓ
四塩化炭素	0.02mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/ℓ
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ
チウラム	0.06mg/ℓ
シマジン	0.03mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2mg/ℓ
ベンゼン	0.1mg/ℓ
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの ほう素 10mg/ℓ
	海域に排出されるもの ほう素 230mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの ふっ素 8mg/ℓ
	海域に排出されるもの ふっ素 15mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合 計量 100mg/ℓ

備考

- 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉《温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。》を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間適用しない。

イ. 生活環境項目に係る基準

項目	単位	許容限度	
		海域以外の公共用水域に排出されるもの	海域に排出されるもの
水素イオン濃度 (pH) (水素指数)		5.8以上8.6以下	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/ℓ	海域及び湖沼以外の公共用水域に排出されるもの	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (COD)	mg/ℓ	海域及び湖沼に排出されるもの	160 (日間平均120)
浮遊物質量 (SS)	mg/ℓ		200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/ℓ		5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/ℓ		30
フェノール類含有量	mg/ℓ		5
銅含有量	mg/ℓ		3
亜鉛含有量	mg/ℓ		2
溶解性鉄含有量	mg/ℓ		10
溶解性マンガ含有量	mg/ℓ		10
クロム含有量	mg/ℓ		2
大腸菌群数	個/cm ³		3,000 (日間平均)
窒素含有量	mg/ℓ	環境大臣が別に定める湖沼・海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出されるもの	120 (日間平均60)
燐含有量	mg/ℓ	環境大臣が別に定める湖沼・海域、及びこれらに流入する公共用水域に排出されるもの	16 (日間平均8)

2. 北海道が条例で定める排水基準 (上乘せ基準)

ア. 生活環境項目に係る基準 (一般項目)

(昭和47年4月3日 北海道条例第27号)

適用区域	項目	BOD (mg/ℓ)		SS (mg/ℓ)		適用期間	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均		
十勝川水域	対象業種						
	肉製品製造業	80	60	70	50		
	乳製品製造業 (1,000m ³ 以上)	80	60	70	50		
	マッシュポテト製造業		120	100	60	50	4月～12月
			—	—	120	100	1月～3月
	てん菜糖製造業 (35,000m ³ 以上)	120	100	—	—	4月～12月	
	イースト製造業	90	70	70	50		
	ガス供給業	80	60	70	50		
	と畜業	—	—	70	50		
	し尿処理施設 (し尿浄化槽以外のもの)	40	30	90	70		
	し尿浄化槽 (S46.9.23以前に設置されたもの)	120	90	—	—		
	し尿浄化槽 (S46.9.24からS47.9.30までの間に設置されたもの)	80	60	—	—		
	し尿浄化槽 (S47.10.1以後に設置されたもの)	40	30	90	70		
	下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床等によるもの)	—	20	—	70		
下水道終末処理施設 (高速散水ろ床法又はデフライト・エアレーション法等によるもの)	—	60	—	120			

【騒音に係る環境基準及び規制基準】

1. 騒音に係る環境基準

(平成11年4月1日 北海道告示第532号)

ア. 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

(単位：LAeq)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下

イ. 道路に面する地域

(単位：LAeq)

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間 6～22時	夜間 22～6時
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B	第2種区域（類型Aに当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65 デシベル	60 デシベル
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上	以下	以下

注：この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(特例) 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準

(単位：LAeq)

昼間 6～22時	夜間 22～6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下。）によることができる。	

備考

1. 基準値は等価騒音レベル（LAeq）
2. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
3. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
4. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供する地域とする。
5. 「幹線交通を担う道路」及び「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、環境庁大気保全局長通知（平成10年9月30日付け環大企第257号）で次のとおり定められている。
 - ① 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の空間に限る。）等。
 - ② 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
 - ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル

2. 自動車騒音の要請限度の概要

ア. 要請限度

(平成12年3月2日 総理府令第15号)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 6～22時	夜間 22～6時
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注：上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地境界線から15m、二車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75 デシベル、夜間においては70 デシベルとする。

イ. 都道府県知事が定める区域の区分

(平成12年3月31日 北海道告示第522号)

a区域	昭和63年北海道告示第315号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種（第2種にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
b区域	指定地域のうち、第2種区域（a区域として定める地域を除く。）
c区域	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法第8条第1項の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域（工業専用地域を除く。）

3. 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年12月27日 環境庁告示第154号)

地域の類型	基準値	該当地域
I	WECPNL 70以下	環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2項の規定に基づき都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
II	WECPNL 75以下	

注：1. Iを当てはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、IIを当てはめる地域はI及び除外地域以外の地域であつて、通常の生活を保全する必要がある地域とする。

2. 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10 デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。

3. $WECPNL = \overline{dB(A)} + 10L \circ g_{10}N - 27$

$\overline{dB(A)}$ とは、1日の全てのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までのあいだの航空機の機数を N_1 、午前7時から午後7時までのあいだの航空機の機数を N_2 、午後7時から午後10時までのあいだの航空機の機数を N_3 、午後10時から午後12時までのあいだの航空機の機数を N_4 とした場合、次式により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3N_3 + 10(N_1 + N_4)$$

4. 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(昭和46年11月29日 北海道告示第3169号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	8:00~19:00	6:00~8:00 19:00~22:00	22:00~6:00
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注：第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第3種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

5. 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号)

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
85 デシベル	19:00~ 7:00	22:00~ 6:00	10時間を越えないこと	14時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注：1. 第1号区域とは、騒音規制法の規定により指定された、第1種区域と第2種区域の全域、並びに第3種区域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周辺おおむね80mの区域内をいう。

2. 第2号区域とは、第3種区域と第4種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

【振動に係る規制基準】

1. 特定工場等において発生する振動の規制基準

(昭和53年3月29日 北海道告示第784号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00～19:00	19:00～8:00
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：1. 第1種区域及び第2種区域とは振動規制法に基づく指定地域の区域区分であり、原則として次のように区分されている。

第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。

第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

2. 各区域のうち、学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50m以内においては、それぞれの規制値から5デシベルを減じた値が適用される。

2. 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

基準値	作業ができない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
75 デシベル	19:00～ 7:00	22:00～ 6:00	10時間を越えないこと	14時間を越えないこと	連続6日を越えないこと	日曜日その他の休日でないこと

注：1. 第1号区域とは、振動規制法の規定により指定された、第1種区域の全域、並びに第2種区域の学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホーム敷地の周辺80m以内の区域をいう。

2. 第2号区域とは、第2種区域であって、第1号区域以外の区域をいう。

3. 道路交通振動に係る要請限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号)

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	8:00～19:00	19:00～8:00
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 時間及び区域については、昭和53年3月29日北海道告示第786号による。

2. 限度値は80%レンジの上端値である。

【悪臭に係る規制基準】

1. 悪臭規制基準（敷地境界）

(昭和49年7月1日 北海道告示第2242号)

規制物質	区域区分	A区域 (単位：ppm)	B区域 (単位：ppm)	C区域 (単位：ppm)
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ホルムアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ホルムバレルアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ホルム酪酸		0.001	0.002	0.006
ホルム吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01

2. 官能試験法による悪臭対策指導要綱

(昭和59年3月31日 北海道制定)

ア. 工場等の敷地境界における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	10
B	14
C	18

イ. 工場等の気体排出口における指導基準値

区域区分	臭気指数
A	30
B	34
C	38

注：1. 区域区分（A、B、C）は、悪臭防止法に基づき北海道知事が定めた区域区分である。

2. 臭気指数とは、においのある空気を無臭の空気で臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。

$$Z = 10 \log Y \quad Y : \text{臭気濃度}$$

$$Z : \text{臭気指数}$$

3. 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

【土壌に係る環境基準】

1. 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 10ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること
全アンモニア	検液中に検出されないこと
有機リン	検液中に検出されないこと
鉛	検液 10ℓにつき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 10ℓにつき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 10ℓにつき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 10ℓにつき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 10ℓにつき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 10ℓにつき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 10ℓにつき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 10ℓにつき 0.02mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 10ℓにつき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 10ℓにつき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 10ℓにつき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 10ℓにつき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 10ℓにつき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロパン	検液 10ℓにつき 0.002mg 以下であること
テトラム	検液 10ℓにつき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 10ℓにつき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 10ℓにつき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 10ℓにつき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 10ℓにつき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 10ℓにつき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 10ℓにつき 1mg 以下であること

2. ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）

備考

1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g 以上の場合) には、必要な調査を実施することとする。

用語の解説

【あ 行】

悪臭規制基準

悪臭防止法に基づき、都道府県知事は住民の生活環境を保全するため、工場や事業場から発生する悪臭について規制地域を定め、その地域の自然的社会的条件を考慮して悪臭物質の種類ごとに規制基準を定めることになっている。悪臭物質は法律で22種類を特定物質としている。

アジェンダ21

1992年に開催された「地球サミット」で採択された声明で、21世紀に向けた持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画をさす。

アダプト・プログラム

道路、公園等地域の美化を維持するために、対象地域を「養子」、美化活動に努めるボランティアを「里親」とした「養子縁組」にたとえた美化活動システム（adopt は、…を養子にするという意味）。住民等が子供を育てるような愛情を持って継続的に地域美化に努め、それを行政がサポートするという役割分担を明確にした合意書を取り交わし協働で取り組む活動。

硫黄酸化物

硫黄が酸化して生成した化合物の総称であり、主なものとして二酸化硫黄（SO₂: 亜硫酸ガスともいう）（⇒ 二酸化硫黄）や三酸化硫黄（SO₃: 無水硫酸ともいう）があり、重油・石炭など硫黄を含む化石燃料が燃焼する際に発生する。大気汚染物質の1つであり、人の呼吸器への悪影響や植物の枯死の原因物質である。環境基準（⇒ 環境基準）は二酸化硫黄に設定されている。

一酸化窒素

無色の気体で呼吸器等に悪影響を及ぼす。化石燃料の燃焼などの際に発生し、光化学オキシダントの原因物質の1つになっている。また、雨水と反応すると硝酸になり、酸性雨の原因物質の1つでもある。一酸化窒素が更に酸化されると二酸化窒素になる。（⇒ 窒素酸化物）

一酸化二窒素

亜酸化窒素ともいい、無色でにおいのある気体である。温室効果ガスの1つであるが、以前はスプレーのエアロゾル（⇒ エアロゾル）用の気体として利用されていた。

一般廃棄物

産業廃棄物（⇒ 産業廃棄物）以外の廃棄物。「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類される。

上乘せ基準

ばい煙、または排水の規制に関して、総理府令で定める全国一律の排出基準（⇒ 排出基準）にかえて、都道府県が条例で定めたよりきびしい排出基準を上乘せ基準という。

エアロゾル

気体の中に、液体や固体の微粒子がコロイドとして分散している状態をいう。

エコマーク

（財）日本環境協会により、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行ったり、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図っていくことを目的としている。

オゾン層

地球上のオゾン層は大部分が成層圏に存在し、太陽から放出される人体や動物に有害な紫外線の大半を吸収し地表に到達しないようはたらい、地球上の生態系を保護する役割を果たしている。

帯広型アイドリングストップ運動

一般的に提唱されている交差点でのアイドリングストップは、帯広のように交差点での待ち時間がそれほど長くない地域ではかえって危険な場合もあることから、駐車場や道路での停車時に不必要なアイドリングをやめるようにしようとする運動。

帯広市環境保全推進会議

市民（市民団体）・事業者・行政がそれぞれの責務を認識し、それぞれの役割に応じて協働しながら行動していくため、平成13年9月に設立された組織。この組織の目的は次のようになっている。

- ①環境に配慮した行動の実践
- ②環境の保全と創造に関する協働の推進
- ③環境の保全と創造に関する意見・提言
- ④環境学習の実践

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン（⇒メタン）、一酸化二窒素（⇒一酸化二窒素）、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。

【か行】

カーボンニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことをいう。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。このように、化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーの利用はカーボンニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。

カール

氷河で削られてできた、山地斜面に見られるスプーンでえぐったような半円形あるいは半楕円形の谷地形のこと。

河岸段丘

隆起している土地に河川が流れた際に川の浸食作用で出来る地形で、川の横に平らな土地と崖が交互に順にあられる形状である。

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」（環境基本法16条1項）である。「政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講じることにより、環境基準が確保されるよう努めなければならない」（同条4項）と定められている。現在、環境基準として、「水質汚濁に係る環境基準」、「大気汚染に係る環境基準」などが定められている。

環境基本法

1993年11月に制定された法律で、旧公害対策基本法を廃止して、環境についてより包括的な内容に変更した。環境保全の基本理念として、「環境の恵沢に享受と継承」、「環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会の構築」、「国際的協調により地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定めるとともに、国、地方自治体、事業者及び国民の役割や基本的な施策などについて定めている。

環境と開発に関するリオ宣言

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国際連合会議で採択された宣言。持続可能な開発に関する人類の権利、自然との調和、現在と将来の世代に公平な開発等を規定している。

環境ホルモン

ホルモン類似化学物質のうち、動物の体内に取り込まれた場合、生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性物質をさす。このような物質は動物の生殖と発育という基本的な部分に影響を及ぼす可能性があり、同物質の環境汚染が懸念されている。

環境モデル都市

「環境モデル都市」は、平成20年4月から5月にかけて、低炭素社会実現をめざし、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市を10都市程度選定するとして内閣官房地域活性化統合事務局が募集したものの。この募集に対して全国から82件の提案があり、平成20年7月22日に本市を含む6都市が選定され、平成21年1月には7都市が追加選定されたが、このモデル都市における先導的な取り組みを全国、世界へと発信することによる波及効果が期待されている。

環境ラベリング事業対象製品

エコマークが付いている商品など、環境への負荷の少ない製品として一定の基準を満たしている商品のことをいう。

環境NGO

NGOはnongovernmental organizationで、「非政府組織」と訳され、民間の非営利で活動する団体である。環境保全活動、環境美化活動、環境教育活動等を行っているNGOが、環境NGOである。

官能試験法

人間の鼻でどの程度の臭いであるかを判断する方法である。三点比較式臭袋が有名で、6人以上の被験者が3枚1組の臭袋のうち臭いを入れた1袋を選び出すことによって、臭気の強さを決定する。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年（昭和63年）に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務とする。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

規制基準 ⇒ 排出基準

逆転層

一般に大気の大気温度は地表面に近いほど高く、上空に昇るほど低くなる。しかし、地表が急速に冷え込んだときなどは、地表付近より上空の方が気温の高い層ができることがあり、これらを逆転層と呼ぶ。このような現象は冬季によく現れるが、このとき地表付近の大気が滞留して拡散しにくいいため、大気汚染がひどくなる場合がある。

京都議定書

1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たなしくみが合意された。2005年2月に発効。

近隣騒音

エアコン・洗濯機等の家庭用機器、ピアノ・ステレオ等の音響機器の音など、日常的な暮らしで発生する騒音（⇒騒音）をいう。特徴として、①隣近所という限られた範囲の問題であることが多い、②一人ひとりが加害者、被害者の両立場になりやすい、③騒音問題でも特に主観的・心理的要素がからむ等がある。

グリーンコンシューマー

直訳すれば「みどりの消費者」で、環境に配慮した消費行動をする人のこと。

グリーンマーク

（財）古紙再生促進センターが、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として制定したマーク。平成13年まで、グリーンマークの収集に取り組んだ学校や町内会に対し、苗木またはノートが配布された。

健康項目

水質汚濁防止法の「人の健康の保護に関する環境基準」に定められている項目を指し、シアン、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、PCBなど合計26項目が指定されている。

コアエリア (core area)

生物圏保存地域 (Biosphere reserve) を構成する核となる地区で、厳密な保護下におかれる。生物圏保存地域とは、1971年に開始されたユネスコの国際共同事業のひとつMAB計画 (Man and the Biosphere Programme : 人間と生物圏計画) のプロジェクトである。帯広コアエリア計画は、この世界規模で行われている生物圏保存地域の考え方を、帯広市の環境の現状と規模を考慮しながら再構築した計画で、専門家とともに推進・見直しを図っていく計画である。

公害

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

航空機騒音

航空機が原因で起こる騒音 (⇒ 騒音) で、特徴として①音が極めて大きい、②ジェット機では金属製の高い周波数成分を含む、③間欠的かつ衝撃的である、④上空で発生するため被害面積が極めて広いなどがある。

鋼製型枠

建物を建築する際に使われる型枠は、従来は木製で使い捨ての消耗品であり、多くは安価な輸入木材を用いていた。この型枠を繰り返し使用できる鋼鉄製にすることで、木材資源の節約を図ることができる。

【さ 行】

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20種類の廃棄物をいう。このうち、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのあるものを特別管理産業廃棄物 (⇒ 特別管理廃棄物) という。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度

排出者から事業所外部へ委託された廃棄物が適正に輸送され、中間処理などを経て最終処分されたことを確認するシステム。廃棄物の名称、性状、到着地までの経路、取り扱い上の注意などを記載した目録 (マニフェスト) を廃棄物とともに流通させることで、適正な管理を確保する制度。

酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは化石燃料の消費に起因して生成する酸性物質等を含む雨で、pH5.6以下のものをさす。大気中を降下して沈着する酸性物質を酸性降下物と呼んでいる。そのうち雨、霧、雪のように湿った状態で降ってくることを湿性沈着、ガス状物質やばい塵のような粒子が地表に降ってくることを乾性沈着と呼んでいる。

酸性雨といっても雨だけを問題にしているのではなく、酸性の物質が地上へ沈着する量とその原因物質やプロセスを問題にしている。

資源集団回収奨励金制度

町内会などが資源集団回収を実施した場合、その実績に応じた奨励金を支給する制度。集めれば集めるほど支給額が増えるしくみで、市民の回収意識の向上が期待できる。

自動車交通騒音・振動

自動車が道路を走行することに伴い発生する騒音・振動 (⇒ 各用語参照) である。騒音に係る環境基準 (⇒ 環境基準) は、道路に面する地域とそれ以外の地域に分けて定めている。

硝酸性窒素

有機物⇒アンモニア性窒素⇒亜硝酸性窒素⇒硝酸性窒素、という段階を経て有機物は分解される。植物が窒素を利用するには硝酸態でなければならないため、硝酸性窒素を施肥するが、過剰となった際には地下水を汚染したり、作物中に残留する可能性がある。

人口高齢化率

人口総数に対する老年人口の割合で、次式で求められる。

$$\text{老年人口} \div \text{人口総数} \times 100$$

人口高齢化率が7%以上14%未満を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」、21%以上を「超高齢社会」という。

人口動態、人口の自然動態と社会動態

人口動態は、性別年齢構成などからみた、人口や世帯の変動状態をいう。また、出生と死亡による人口の増減を自然動態、市外からの転入及び市外への転出による差を社会動態という。

人工林

植栽や播種などによって人為的に成立した森林で、その目的に応じた管理が行われる。種類としては単一樹種のみのも単純人工林や混交林があり、特に植生構造が単純な単純人工林では、天然林に比べて、生息する生物の多様性が低いとされる。

振動

地面または建物の上下方向、縦横方向の揺れをいう。「不快に感じる」、「寝にくい」などの心理的感覚や、建物の壁、タイルなどの物的破損の影響がある。発生源別に大別すると、工場振動、建設振動、交通振動の3つである。振動レベルとは、振動レベル計を用いて振動感覚補正を通して測った加速度レベルであり、鉛直及び水平振動について求められ、単位としてdB（デシベル）が用いられる。振動は振動規制法で発生を規制されている。

森林原則声明

「森林の持続可能な発展が重要」との認識からなり、森林の財とサービスの適切な評価、開発途上国の取り組みに対する国際的協力、森林対策への市民参加、林産物貿易の自由化など、今後の対策の方向を示している。

水源かん養機能、保水機能

森林のように、地表に降った雨を地中に一時貯留することのできる機能のこと。この機能により晴天日が続いても、水源地は涸渇を免れていることが多く、また、大雨の時は短時間に大量の雨水が河川へ流出することを抑制し、洪水被害の受けにくいまちづくりができる。

水準原標

水準測量（⇒ 水準測量）の高さの基準となる点を水準点といい、一等水準点、二等水準点、三等水準点があり、いずれも基準面からの高さで示される。このうち国の一等水準点は、東京三宅坂にある日本の水準原点（24.4140m）を起点として全国の主要国道に沿って2km間隔で設置されている。この国の一等水準点をもとに精密水準測量（⇒ 精密水準測量）によって、地盤の良好な地点に設置されるのが水準原標である。ここを不動の点として地盤沈下のおそれのある各地点に設置される水準点の高さを測量して沈下量を求めている。

水準測量

水準儀・標尺を用い、任意の2点間の高低差を求める測量である。精度に応じて、一等水準測量、二等水準測量、三等水準測量等がある。

水準点 ⇒ 水準原標

スワード市（米国・アラスカ州）

アラスカ州キナイ半島東岸のレザレクション湾に面する港町で、産業は主に漁業と観光、面積55.8平方キロメートル、人口約3千人のまち。

生活環境項目

水質汚濁防止法の「生活環境に係る環境基準」に指定されている項目を指し、河川の場合は、pH、DO、BOD、SS（浮遊物質）、大腸菌群数（⇒ 各用語参照）、湖沼の場合は、pH、DO、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全リン、海域の場合は、pH、DO、COD、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質、全窒素、全リンである。

生物の集団サイズ

ある生物の個体群の大きさ。いったん個体数が少なくなった小さな集団は、個体数を減少させた要因を除去しても、個体数の変動や遺伝的な多様性の低下などによって大きな集団に比べて絶滅しやすいといわれている。

精密水準測量

地盤沈下を直接検知するために行われる一等水準測量（⇒ 水準測量）のこと。一等水準測量とは国が設置した一等水準点（⇒ 水準原標）をもとに行われる地盤の高さを求める測量のこと。一等水準測量には精密水準測量のほか、標高の精度確保等のため繰り返し行われる定常水準測量、地震予知の観測及び特定観測地域の測量等の特定水準測量がある。

ゼロ・エミッション社会 (Zero Emission)

生産、消費、廃棄の流れが一方通行となって、際限なく廃棄物が増大する事を防止するため、限りなく廃棄物ゼロにむかう循環型の社会のこと。（エミッション・・・一方的拡散）

騒音

「好ましくない音、不要な音」の総称である。よって、騒音という特別な音があるわけではなく、それを聞く人の主観的な判断によるものである。

騒音レベルは日本工業規格が定める普通騒音計などで測定でき、単位はdB (A) (デシベル) である。dB (A) は基準値となる音の強さと、ある音の強さとの比をとって対数表示し、得られた数値を10倍したものである。騒音は騒音規制法などで発生を規制されている。

dB (A)	事 例
130	最大可聴値 (疼痛値)
120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛 (前方2m)、リベット打ち
100	急行通過時の線路わき
90	大声による独唱、騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内
70	電話のベル (前方1m)
60	一般の事務室内、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	ささやき声、郊外の深夜
20	木の葉のふれあう音
10	
0	最小可聴値

【た 行】 太陽光発電システム

屋上に太陽電池モジュールを設置し、直接太陽光から電気に変換するシステム。太陽光の利用としては従来の温熱水利用がある。家庭用では出力3~4kWのものが多く普及している。

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。単位はpg-TEQ (⇒ pg, TEQ) で表すことが多く、耐容1日摂取量 (人が1日に摂取しても健康を維持できる量) は4pg-TEQ/kg/日とされている。

大腸菌群数

多種が存在する大腸菌のうち、人畜の糞便から排出されたものが問題となる。水辺での親水利用や下流の水利用を考慮して、これらの糞便性大腸菌の河川への流入を阻止することが求められている。単位はMPN/100ml (⇒ MPN) で、水100ml中の個体数で表す。環境基準 (⇒ 環境基準) の生活環境項目 (⇒ 生活環境項目) の1つであり、水質の糞尿汚染の指標として用いる。

短期的評価

二酸化硫黄や浮遊粒子状物質 (⇒ 浮遊粒子状物質) は、環境基準 (⇒ 環境基準) として1時間値及び1時間値の1日平均値について定められている。定められた方法で、連続または臨時に行った測定結果を、「測定を行った日」または「時間」で評価を行うが、これを短期的評価という。また、環境基準による達成度の評価については、当該地域の大气汚染に対する施策の効果などを的確に判断するうえから、年間にわたる測定結果をもとに評価を行う長期的評価が必要である。方法は、WHOの考え方も参考にして決めている。

地球温暖化

温室効果ガス (⇒温室効果ガス 参照) による適度な温室効果により地球の生態系が保たれるが、人間活動による温室効果ガスの排出量の増加により、地表付近の気温が急速に上昇する現象をいう。地球温暖化により、世界の気候に大きな変化が生じることが懸念されている。

窒素酸化物

窒素が酸化して生成した化合物の総称であり、主なものとして一酸化窒素 (NO) (⇒ 一酸化窒素) や二酸化窒素 (NO₂) (⇒ 二酸化窒素) があり、重油・ガスなど、ものが燃焼する際に発生する。大気汚染物質の1つであり、人の呼吸器へ悪影響を与え、光化学オキシダントの原因物質でもある。環境基準は二酸化窒素に設定されている。

地盤沈下

地面が徐々に沈んでいく現象であり、過剰な地下水の汲み上げなどで発生する。

朝陽市 (ちょうようし) (中国・遼寧省 (りょうねいしょう))

中国東北部の遼寧省の西部、省郡の瀋陽市と首都北京との中間に位置し、人口は約 340 万人 (都市部に約 45 万人)、面積約 2 万平方キロメートルで農業と鉱工業のまち。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて窒素酸化物 (⇒ 窒素酸化物)、硫黄酸化物 (⇒ 硫黄酸化物) などの大気汚染物質や二酸化炭素などの温室効果ガス (⇒ 温室効果ガス) の排出量が少ない、またはこれらを全く排出しない自動車のこと。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車 (⇒ ハイブリッド自動車)、LPGトラックなどがある。

低投入持続型農業

農地へ投入される肥料等が地下水や河川の汚染源とならないように、施肥量を適正に保ち、併せて農地の持続的な利用を可能にする施肥手法のこと。収量を低下させない手法が全国で研究、実践され始めている。

デシベル ⇒ 騒音

テトラクロロエチレン

有機溶剤 (⇒ 有機溶剤) のひとつで、有機物を溶かすために使用される物質。洗剤や溶剤として優れた特性をもつ一方で、発ガン性が指摘されている。

天然林

自然林と二次林を含めて天然林と呼ぶ。二次林とは、自然林が伐採、山火事、台風などのような自然的あるいは人為的干渉を受けて破壊された跡地に、植栽、播種などの人為によらず生じた森林のこと。

等価騒音レベル

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標である。そのため、音響的な計算が簡便であり、また、睡眠影響との対応にも優れているとされている。

十勝坊主

河川沿いの低湿地などに形成される直径 1~2m、高さ 50cm 前後の土壌の盛り上がり (芝塚) で、北海道では大雪山の高地や十勝平野、根釧原野、宗谷地方で見られる。

特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動 (⇒ 各用語参照) による生活環境の悪化をもたらすものとして法で定められた作業の総称。くい打機、さく岩機を使用する作業などがあり、事業者がこれらを行う場合、事前に届出が必要になる。

特定工場 (特定施設)

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法で定められている、ある規格以上の燃焼装置、汚水・騒音・振動発生装置を持つ工場 (施設) を指す。事業者がこれらを設置、仕様の変更等行う場合、届出・通知が必要になる。

特定フロン ⇒ フロン

特別管理廃棄物

廃油、廃酸（pH2以下）、感染性物質（医療系廃棄物等）、廃PCB、廃石綿など、特に有害あるいは危険な物質を含み、特別な管理・処理が必要な廃棄物のこと。一般廃棄物と産業廃棄物（⇒各用語参照）の区分によって、それぞれ、特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物という。

土壌汚染に関わる調査項目

土壌汚染調査では重金属類の汚染実態を中心に把握するため、以下の項目の調査を行った。

・カドミウム ・全シアン ・有機燐 ・鉛 ・六価クロム ・砒素 ・総水銀 ・アルキル水銀 ・PCB ・銅

【な行】

内陸古砂丘

十勝地域の火山砂には、約4万年前に降った支笏1火山砂と、1万8千年前に降った恵庭a火山砂がある。これらの火山砂が、最終氷期の寒冷乾燥気候のもとで砂漠と化し、日高おろしに乗って南東側へ運ばれ堆積し、砂丘が形成されたと考えられている。

生ごみ堆肥化容器、電動生ごみ処理機

生ごみなどの有機物を処理する容器または家電製品。電動生ごみ処理機には、バイオ式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機がある。処理された生ごみは、減量化され堆肥となり、生ごみの再資源化ができる。

二酸化硫黄

亜硫酸ガスともいい、無色の刺激臭のある気体で呼吸器等に悪影響を及ぼす。また、雨水と反応すると硫酸になり酸性雨（⇒酸性雨と酸性降下物）の原因物質の1つである。化石燃料中に含まれる硫黄分が燃焼される際に酸化され発生する（⇒硫黄酸化物）。

二酸化窒素

褐色の刺激臭のある気体で、呼吸器等に悪影響を及ぼす。化石燃料の燃焼などの際に発生し、光化学オキシダントの原因物質の1つになっている。また、雨水と反応すると硝酸になり、酸性雨の原因物質の1つでもある（⇒窒素酸化物）。

日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト（通称レッドリスト）

絶滅のおそれのある野生生物の保護を進めていくための基礎的な資料として、環境省が生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、選定したもの。

レッドリストのカテゴリーの定義

カテゴリー	定義	
絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	
野生絶滅（EW）	飼育・栽培下のみで存続している種	
絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における絶滅の危険性がきわめて高い種
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠAほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧（NT）	現時点では絶滅危険度は小さいが、種生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種	
情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種	
付属資料 地域個体群（LP）	地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれが高い個体群	

出典：環境庁資料

【は行】

排出基準（排水基準、規制基準）

大気汚染防止法で個々の工場、事業所から排出される汚染物質の許容限度を定めたものである。同様に水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法と悪臭防止法では規制基準と表現している。事業者がこれに違反した場合について強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

排水基準 ⇒ 排出基準

ハイブリッド自動車

異なる二つ以上の動力源を持ち、状況に応じて動力源を替えて走行する自動車のこと。市販されているハイブリッド自動車は、ガソリンエンジンと電気モーターを組み合わせた自動車で、燃費が良く二酸化炭素排出量が通常の自動車に比べて少なく、環境に優しい自動車と言われている。

ハロン

ハロンは全国の住宅、コンピュータ室、電気室、美術展示室等の消火器・消火設備等として広く使用されている。このハロンは「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」により、オゾン層（⇒ オゾン層）を破壊する可能性がある物質として特定物質に指定され、現在、生産等が全廃されている。

晩成社

十勝開拓の祖依田勉三が、静岡県松崎町から一行13戸27名を率いて、下帯広村に入植した開拓移民団の名称。「開墾のはじめは豚とひとつ鍋」、開拓当時に詠った句は有名で、菓子の名前にもなっている。

ビオトープ

地域に昔からすむさまざまな野生の生きものがくらすことができる自然のことで、草地や沼地、林地、砂浜、干潟などのひとかたまりの空間をさす。

浮遊物質（量） ⇒ SS

浮遊粒子状物質（SPM : Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊している粉じんのうち、粒径 $10\mu\text{m}$ （マイクロメートル： 10^{-6}m ）以下のもの。呼吸器系への影響が大きく、気道や肺胞への付着率が高く、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつといわれている。

フロン

フロンガス（正式にはクロロフルオロカーボンという）は、地表から上昇して成層圏に到達すると太陽光により分解され、成分中の塩素が放出されてオゾン層を破壊する。特にオゾン層の破壊力が強いフロン11, 12, 113, 114及び115の5種類を特定フロンといい、モントリオール議定書（⇒ モントリオール議定書）で規制措置が定められた。

ベック津田法

底生生物の調査から得られた結果を生物の種類数を基に計算を行い、その数値を基に環境の評価を行う。

>20 : 清冽 11~19 : やや汚濁 6~10 : かなり汚濁 0~5 : 極めて汚濁

【ま 行】

マディソン市（米国・ウィスコンシン州）

アメリカ中西部、5大湖の一つミシガン湖の西岸に位置するウィスコンシン州の州都で、人口約23万人、北緯43度に位置し、気候・自然環境等は帯広市と非常に似ている。

マニフェスト制度 ⇒ 産業廃棄物管理票制度

ミティゲーション

事業の実施に当たって、環境への影響を緩和するため、回避、最小化、修正、低減及び代償の順に事業内容を検討しようとする考え方。

①回避	全部または一部を行わないこと等により、影響を回避する
②最小化	実施規模または程度を制限すること等により、影響を最小化する
③修正	影響を受けた環境を修復、回復または復元すること等により、影響を修正する
④低減	継続的な保護または維持活動を行うことにより、影響を低減する
⑤代償	代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、または提供すること等により、影響を代償する

メタン

無色・無臭の気体であり、自然界では動物の糞尿の嫌気性発酵等で発生する。燃焼する性質から、バイオマス発電等で利用される。一方で温室効果ガスの1つであり、現在、大気中濃度は2ppm (⇒ ppm) と約100年前の約2倍になっている。

モントリオール議定書

国際的に協調してオゾン層保護対策を推進するため、オゾン層破壊物質の生産削減等の規制措置等を定めたもの。1987年(昭和62年)に採択され、日本は1988年(昭和63年)に締結した。当初の予想以上にオゾン層破壊が進行していること等を背景として、これまで6度にわたり規制対象物質の追加や規制スケジュールの前倒し等、段階的に規制強化が行われている。

【や 行】

有機溶剤

ものを溶かすために使用される有機化合物で、現在特に問題にされているものは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン等の塩素系の化合物である。これらは洗浄剤や溶剤として優れた特性を持っているが、発ガン性が指摘されており地下水汚染の原因となる事例も多く、環境基準 (⇒ 環境基準) の健康項目 (⇒ 健康項目) になっている。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、1995年(平成7年)6月公布された。段階的にガラス製容器、ペット製容器、ダンボール製容器包装、その他の紙製品容器包装の分別収集・再商品化することを定めている。また、容器製造企業・小売店等の特定事業者に、再生利用の義務を課している。

要請限度

知事(あるいは政令で定める市町村長)が、自動車交通騒音により道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める場合に、騒音規制法第17条第1項に基づき公安委員会に対して道路規制による措置を要請したり、道路管理者に対して道路構造の改善等に関して意見を述べることができる騒音の基準をいう。

【ら 行】

ライフサイクルアセスメント (LCA)

個別の製品の生産から消費、使用、廃棄までのライフサイクル(生涯)を通じて環境に与える影響を評価する手法。同じ機能を持つ二つの製品を比べたり、改良前後の評価にも使われる。

リサイクル率

廃棄物量に占める再生利用量の割合で、リサイクル率は次式により求める。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{「Sの日」資源化量} + \text{集団回収量} + \text{施設内資源化量}}{\text{ごみ排出量(可不燃)} + \text{「Sの日」処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

緑被率

平面的な緑量を把握する場合に用いられる尺度。特定の地域、または地区において緑被地の占める割合。緑の対象は、樹林地、樹木、草地としている。

林床

森林において、植生を高層木・低層木等に分類したときの、最下層の植生(草類など)をいう。太陽光が木にさえぎられるため、湿った場所・暗い場所に強い植物が生育することが多い。

林分

樹種・樹齢・生育状況などがほぼ一様であり、隣接のものとは林相が区分される木々の群集。また、便宜的に、区画線などで区別された一区分の森林を指すこともある。

類型指定

水質汚濁及び騒音 (⇒ 騒音) の環境基準 (⇒ 環境基準) について、国が設定した類型別の基準値に基づき都道府県知事が具体的な地域を当てはめ指定することをいう。水質については水域の利用目的や水質の現況などを、騒音については都市計画区域などを勘案して決めている。

レッドリスト ⇒ 日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

老年人口

65歳以上の人口のこと。

【英数字】

BDF燃料

Bio Diesel Fuel (バイオディーゼルフューエル) の頭文字をとって、BDF と略される。

主に菜種油、大豆油、パーム油等の植物油をメチルエステル化等の化学処理をして製造される燃料で、軽油に混合または軽油の代替燃料として利用されている。近年、地球温暖化対策としてBDF燃料が注目されている。

BOD (Biochemical Oxygen Demand)

「生物化学的酸素要求量」の略で、有機物による汚濁の程度を示す指標の一つ。水中の有機物（特に炭素系有機物）が微生物によって分解される際に消費される酸素量を示したもので、この値が大きいほど水が有機物により汚濁していることになる。

COD (Chemical Oxygen Demand)

「化学的酸素要求量」の略で、水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

CO₂/人・年

1人当たりの年間のCO₂排出量を、二酸化炭素(CO₂)の実際の質量で表した単位。

dB (デシベル) ⇒ 騒音

DO (Dissolved Oxygen)

「溶存酸素」の略で、水中に溶け込んでいる分子状酸素(O₂)量のことをいう。20°C1気圧における純水の酸素飽和量は約9mg/lであるが、河川に下水や工業排水などが流れ込むと、有機腐敗性物質や還元性物質が分解される際に水中の酸素が消費されるため、DO値が低くなる。このため水質汚濁の指標に使われる。

IPCC ⇒ 気候変動に関する政府間パネル

ISO14000シリーズ

環境保全に関する一連の国際規格の総称で、14000番台の番号が付けられることから、ISO14000s (シリーズ) と呼ばれている。このうち最も重要なものが環境マネジメントシステムの規格について定めたISO14001で、1996年に発行、2004年に改訂された。このほか、環境ラベル、ライフサイクルアセスメントなどの規格がある。

KWh (キロワットアワー)

単位時間当たりの電気量を表す。キロは1,000という意味で、1KWh=1,000Wh

MWh (メガワットアワー)

単位時間当たりの電気量を表す。メガは100万という意味で、1MWh=100万Wh

MPN (Most Probable Number)

細菌数の定量試験法の一つで、倍数希釈法を用いて推定・確定試験を行い、ここから出される数を確率論的にもっともあり得る数値として細菌数を算出する方法。

pg (ピコグラム)

1兆分の1グラムに用いる単位。

ppm (ピーピーエム)

「parts per million」濃度、存在比を表す単位であり、100万分の1である。

pH (水素イオン濃度)

酸性、アルカリ性を示す指標である。0～14 の数字で表され、7.0 が中性で、これより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性を示す。河川水、海水、土壌のpHは通常ほぼ中性である。水質汚濁防止法の排水基準(⇒ 排出基準)は5.8～8.6となっている。

PRTR (環境汚染物質排出・移動登録)

Pollutant Release and Transfer Register の略。環境汚染のおそれのある化学物質の環境中への排出量又は廃棄物としての移動量を登録し公表するしくみで、行政・事業者・市民がこうしたデータを共有しつつ化学物質のリスク管理に役立てようとする手法。

SPM ⇒ 浮遊粒子状物質

SS (Suspended Solid: 浮遊物質 (量))

水中に浮遊している粒径 2mm 以下の不溶性物質のことであり、地表から流出した土壌や有機物、プランクトンや工場排水の物質等が原因となっていることが多い。

TEQ

毒性等量濃度を意味し、ダイオキシン類でもっとも毒性の強い 2, 3, 7, 8-ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した場合の濃度を表したものの。

WECPNL

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level の頭文字で、直訳すると、「加重等価平均感覚騒音レベル」となる。一般に「(航空機騒音の)うるささ指数」と呼ばれることもある。航空機騒音(⇒ 航空機騒音、騒音)の特徴をよく取り入れた単位として ICAO (国際民間航空機関)で提案された国際単位である。1機ごとの騒音レベルだけでなく、飛行時刻や機数をも考慮したものである。

75%値

公共用水域(⇒ 公共用水域)における BOD または COD (⇒ 各用語参照)の評価方法として用いているもので、年間の日間平均値の全データをその小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数、端数切上げ)のデータ値をもって 75%値とする。環境基準点における基準の達成度は、この 75%値により評価する。

第二期帯広市環境基本計画

<発行>

平成22年 3月

帯広市

(市民環境部環境課)

住 所 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

TEL 0155-65-4135

FAX 0155-23-0161

ホームページ <http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>

本計画書は、再生紙を利用しています。



とがち・市民「環境交流会」（平成21年11月開催）での入選作品
市立川西小学校 3年 井戸坂 萌 さん（学年は応募時）